

第3章 関係法令、計画

第1節 関係法令

1. 環境・廃棄物・リサイクル関連の法体系

環境・廃棄物・リサイクル関連の法体系は、環境の保全についての基本理念を規定している環境基本法（平成5年11月19日 法律第91号）を頂点として構成されている。大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を目指す循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日 法律第110号）は、循環型社会の形成についての基本的枠組を定める法律として制定された。循環型社会形成推進基本法では、製品等が廃棄物となることを抑制し、発生した廃棄物は「循環資源」として適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図り、循環的な利用が行われないものは適正に処分する方向性を定めており、環境・廃棄物・リサイクル関連の中核となる法律である。

廃棄物の適正処理については、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和45年12月25日 法律第137号）が、リサイクルの推進については資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律、平成3年4月26日 法律第48号）がそれぞれ定めている。また、個別物品のリサイクルに関する法律や、グリーン購入を推進する個別法が定められている。



図 3.1.1 環境・廃棄物・リサイクル関連の法体系

2. リサイクルに関する法

1) 資源有効利用促進法

■「資源の有効な利用の促進に関する法律」 (平成3年4月26日 法律第48号)

循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みを総合的に推進するための法律である。事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指している。木材や紙類、金属、原油、ガス、それらを原料とする製品など10業種・69品目を指定し、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などを規定している。

2) 容器包装リサイクル法

■「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」

(平成7年6月16日 法律第112号)

容器包装廃棄物のリサイクルの促進等により、廃棄物の減量化と資源の有効利用を図るための法律である。容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）は再商品化（リサイクル）するという、3者の役割を定め、廃棄物の削減に取り組むことを義務づけている。

表 3.1.1 容器包装リサイクル法の概要

対象品目		分別排出	分別収集	再商品化
ガラスびん	無色、茶色、その他	消費者	市町村	事業者
ペットボトル	食料品（飲料用等）			
紙製容器包装	ダンボール、紙パック以外			
プラスチック製容器包装				
アルミ缶、スチール缶、紙パック、ダンボール		円滑なりサイクルが進んでいるため、再商品化義務の対象とはしない		

3) 家電リサイクル法

■「特定家庭用機器再商品化法」 (平成10年6月5日 法律第97号)

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫について、家電メーカー等には回収とリサイクルを、消費者にはその費用負担を義務付けた法律である。排出者が廃家電を小売業者に引き渡してリサイクル費用等を支払い、小売業者が引き取って製造業者へ引き渡し、製造業者がリサイクルする制度となっている。

表 3.1.2 家電リサイクル法の概要

対象品目	排出・費用負担	収集運搬	回収・再資源化
洗濯機・衣類乾燥機	消費者	小売業者	製造業者 輸入業者 指定法人
冷蔵庫・冷凍庫			
エアコン			
テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）			

4) 食品リサイクル法

■「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

(平成 12 年 6 月 7 日 法律第 116 号)

食べ残しや売れ残りの食品や製造・加工・調理の過程で生じたくずなどの食品廃棄物について、発生抑制や減量化を進めるとともに、肥料や飼料への再生利用の促進を図るための法律である。食品関連事業者に対して、再生利用の目標設定や再生利用の実施、国への報告を定めている。

表 3.1.3 食品リサイクル法の概要

対象品目	資源化義務の対象
食品廃棄物（生ごみ）	発生量が 100 トン以上の食品関連事業者

5) 建設リサイクル法

■「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

(平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号)

特定の建設資材について、分別解体や再資源化を促進するための法律である。一定規模以上の解体工事又は新築工事について、業者に分別解体と再資源化等を義務付けている。

表 3.1.4 建設リサイクル法の概要

対象品目	資源化義務の対象
コンクリート	建設業者、解体業者 (一定規模以上の工事について)
コンクリート及び鉄からなる建設資材	
木材	
アスファルト	

6) 自動車リサイクル法

■「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

(平成 14 年 7 月 12 日 法律第 87 号)

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付け、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律である。自動車製造業者・輸入業者に対して、使用済みの自動車から生じるシュレッダーダスト等を引き取ってリサイクルし、フロン類、エアバッグ類への対応を義務付けている。リサイクル等に必要な費用はリサイクル料金等として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度となっている。

表 3.1.5 自動車リサイクル法の概要

対象品目	排出・費用負担	回収・再資源化
全ての車種の四輪自動車	消費者	メーカー・輸入業者

3. その他関連法

1) 食品ロス削減推進法

■「食品ロスの削減の推進に関する法律」 (令和元年5月31日 法律第19号)

この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

この法律では、都道府県及び市町村に対し、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとしている。

2) プラスチック資源循環法

■「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

(令和3年6月11日 法律第60号)

この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

この法律では、地方公共団体の責務として以下のことを求めている。

- ・市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない
- ・都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない

SDGs について

平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) は、令和12年 (2030年) までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

このうち、本計画との関連性が高い分野は次の4つの分野です。



包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な消費生産形態を確保する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

第2節 関連計画

1. 関連する計画等

環境・廃棄物・リサイクル関連では、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法などに基づき各種の計画等が策定されている。

表 3.2.1 関連する計画等の策定状況

年 月	計画主体	関連する計画等
平成 28 年 1 月	国	廃棄物処理法の基本方針の変更
平成 30 年 3 月	国	災害廃棄物対策指針の改定
平成 30 年 3 月	木曽広域連合	第 4 次木曽地域振興構想
平成 30 年 3 月	木曽広域連合	第 5 次木曽広域連合広域計画（令和 4 年 5 月改定）
平成 30 年 6 月	国	第四次循環型社会形成推進基本計画
平成 30 年 6 月	国	廃棄物処理施設整備計画
令和 3 年 4 月	長野県	長野県廃棄物処理計画（第 5 期）
令和 4 年 3 月	長野県	長野県災害廃棄物処理計画の改訂

2. 国の計画

1) 廃棄物処理法の基本方針

「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

（平成 28 年 1 月 21 日 環境省告示第 7 号）

廃棄物処理法の規定に基づき定められた基本方針であり、平成 22 年 12 月に見直しされた方針を改正したものである。目標年次を令和 2 年度（2020 年度）としている。

なお、基本方針の改定については、大幅な変更の必要がないことから令和 2 年度に改定は行われず、内容に大幅な変更が必要となった場合に行われる予定となっている。

表 3.2.2 「廃棄物処理法の基本方針」の目標値

項 目	目 標 値
排出量	約 12%削減（平成 24 年度比）
再生利用率	約 21%（平成 24 年度）から 約 27%に増加させる
最終処分量	約 14%削減（平成 24 年度比）
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	500g

2) 第4次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法の規定に基づいて平成30年6月に定められたものであり、目標年次を令和7年度（2025年度）としている。

表 3.2.3 第4次循環型社会形成推進基本計画の目標値

項 目	目 標 値
1人1日当たりのごみ排出量 ^{注1)}	約850g/人・日
1人1日当たりの家庭からのごみ排出量 ^{注2)}	約440g/人・日
一般廃棄物の出口側の循環利用率 ^{注3)}	約28%

注1) 計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を1人1日あたり換算。

注2) 1人1日当たりごみ排出量から、事業系ごみ、集団回収量、資源ごみを除いた値。

注3) [直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量]を[ごみの総処理量+集団回収量]で除した値で、リサイクル率（資源化率）の計算方法と同じ。

3) 廃棄物処理施設整備計画

第四次循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理法の基本方針に則して平成30年6月19日に閣議決定されたものであり、目標年次を令和4年度（2022年度）としている。

表 3.2.4 廃棄物処理施設整備計画の目標値

項 目	目 標 値
ごみのリサイクル率 ^{注1)}	約27%に増加

注1) 総排出量に対するリサイクル量（再生利用量）の割合。

3. 長野県の計画

1) 長野県廃棄物処理計画（第5期）

長野県廃棄物処理計画（第5期）は、しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）及び長野県環境基本計画の上位計画であり、長野県食品ロス削減推進計画及び長野県ごみ処理広域化・集約化計画を包含した内容となっている。

令和3年4月に策定され、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間である。

表 3.2.5 長野県廃棄物処理計画の目標値

項 目	目 標 値
総排出量	583 千 t
1人1日当たりのごみ排出量	790g
うち、家庭系ごみ	406g
リサイクル率	20.0%
最終処分量	47 千 t

4. 木曽広域連合の上位計画

1) 第4次木曽地域振興構想

木曽地域振興構想を平成30年3月に改訂したものであり、構想の期間は平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）である。

表 3.2.6 第4次木曽地域振興構想の将来像と施策

将来像	施 策
自然・人・地域がつながる ふるさとづくり ～活力ある木曽の山里暮らし～	・木曽の豊かな自然を通じて地域がつながる ・安全安心の構築で木曽地域の人々がつながる ・木曽地域独自の伝統的な産業や観光がつながる ・人づくりにより木曽地域の文化と子どもたちがつながる + 情報発信の強化

2) 第5次木曽広域連合広域計画

平成30年3月に策定したものであり、目標年次を令和4年度（2022年度）としている。

表 3.2.7 第5次木曽広域連合広域計画の施策の概要

項 目	方 針	施 策
ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること	・新ごみ処理施設の適切な施設維持を図るほか、平成30年度に旧南部クリーンセンターの施設解体を実施し、平成29年度まで稼働した旧木曽クリーンセンター施設の解体撤去も行う必要がある。 ・安定型最終処分場については、環境に配慮した適切な管理運営を行う。	①新ごみ処理施設の適切な管理運営 ②み減量化の推進 ③閉鎖施設の解体撤去の実施
循環型地域づくりの推進に関すること	・新ごみ処理施設の建設による1日の処理が24t（目標処理量は20t/日）となったことにより、一層のリサイクルの推進が必要となり、リデュース、リユースによる排出量そのものの削減についても研究、導入を進め更なるごみ減量化、資源循環推進を目指す。 ・現在取り組まれている施策に加え、更なる資源循環施策についても調査研究を進めるとともに、国が新たに指定する品目の資源分別についても積極的な導入を検討する。	1 リサイクルの推進 ①3Rの啓発 ②雑紙の資源分別指導等、現在の資源循環システムの改良・推進 ③事業所ごみのリサイクルへの誘導 2 循環型社会構築の推進 ①循環型地域づくり懇談会の運営 ②更なる資源循環システムの構築

注) 一般廃棄物（ごみ）に関連した部分を抜粋。